

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(第3回)
議事要旨

日時:令和3年3月18日(木) 10:00~12:00

会場:中央合同庁舎3号館1階 国土交通省 水管理・国土保全局 A 会議室

○ 資料5(検討会まとめ) 6. 避難の実効性を高める方策について

➤ (1)①洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

- ・ 垂直避難先や立退き避難先に加え、緊急時にのみ想定している避難行動(避難場所)を避難確保計画に記述しておくべき。
- ・ 避難確保計画の中に、例えばタイムラインでの整理などにより、避難に関する時系列を記載すべき。
- ・ 市区町村から助言・勧告を実施する際には、市区町村からプッシュ型で行うことが必要。
- ・ アンケート結果を見ると、想定される浸水深が5m以上の施設は約6%となっている。このような情報を基に対策が必要な施設を絞り込んで、市区町村や専門家が一緒になって避難の方策を考えるべき。
- ・ 避難計画を作成する段階から事業者団体に勉強会などを実施するべき。事業種ごとの団体だけではなく、様々な業種の施設が入っている地域の連絡協議会も含め、両方の仕組みを上手に使い分けて勉強会などのサポートを行うべき。
- ・ 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化にあたっては、関係性を明確にし、作成する際にイメージしやすくすることが必要。

➤ (1)②訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

- ・ PDCAを回すために、避難確保計画等の中に振り返りを実施することを書き込んでおくべき。
- ・ 避難訓練に関して市区町村からの助言も必要。

➤ (1)③職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知

- ・ 避難確保計画等のみでなく、施設の災害リスクの周知も図るべき。その観点からも、当該タイトルは「災害リスクおよび避難確保計画等の周知」が適切。
- ・ 入居者の介護レベルは軽度から重度まで様々であり、施設利用者全員が訓練に参加することが難しい。訓練では、全員を避難させる訓練を求めるものでは必ずしも無いことなど、訓練方法について具体的な説明が必要。
- ・ 災害時には、事業者団体は都道府県単位で調整を実施する。市区町村単位のみならず、都道府県単位で対応することも有効な場合もある。
- ・ 専従の防災職員がいない市区町村も多くあり、市区町村では支援できないことが考えられるため、都道府県がバックアップする必要がある。市区町村との連携も含めた、都道

府県の役割も明確にするべき。

- ・ 行政だけでなく、社会全体として連携していくこと、社会の在り方や意識改革が必要。

➤ **(2)①施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等**

- ・ 想定外の事態もあり得るので、ハザードマップどおりにならないことも考えておくことが必要。垂直避難を想定している場合であっても、立退き避難についても検討しておくべき。状況に応じた段階的な避難を検討するなど、多重的な避難の考え方を計画に記載するべき。
- ・ 高齢者福祉施設の位置を浸水深に重ねてハザードマップに記載し、施設が災害リスクを認識しやすいようにするべき。

➤ **(2)②地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保**

- ・ 休日夜間の対応を考えると、施設の職員が足りないときは地域の人との協力が必ず必要となることから、地域との連携は全ての施設で実施できるようにしたい。地域の協力が得られることで、施設利用者の家族への安心感につながる。
- ・ 介護報酬改定において、地域との連携について、努力義務ではあるが、今年4月から盛り込んでいく予定であることに関して、ぜひ全国に周知してほしい。
- ・ 「市区町村と連携する」と書くことで解決したように見えるが、市区町村からすれば、そこから先が大変である。避難の実効性が高まるように国、都道府県、市区町村が役割を明確にするとともに深掘りをして、取り組みを進めることが必要。
- ・ アンケートによって避難確保に関して施設が有している典型的な課題がわかったと思うので、施設向けの一問一答を作成してほしい。施設が悩んだとき市区町村に相談しなくても解決できる場合がある。
- ・ 災害時に地域の方が協力するという仕組みを作るだけでなく、施設が日常から地域と交流し、地域の中の施設という位置付けをしっかりとすることが必要。
- ・ 近隣の事業者(企業)との連携も有効である。その場合、組織間の連携であるため、覚書等を締結して、協力内容を記載することが必要である。
- ・ 当該タイトルは、「地域や利用者の家族と連携した体制の構築」などが適切。

➤ **(2)③職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上**

- ・ 国や地方公共団体など行政のみが研修の場を作るだけでなく、D-WAT(災害派遣福祉チーム)や事業者団体などの様々な場を通じて勉強会等を実施することが有効。
- ・ 市区町村が所有している施設のリストを活用して、施設の災害対応力などの施設の状況を把握し、優先度を考慮した上で対象施設を絞って市区町村が支援することが有効。
- ・ 社会福祉士の試験に防災情報などの問題を出すことも有効。
- ・ 消防法では防火管理者を置いているが、高齢者福祉施設に、将来的には、同様の水災害対策の管理者を置くことが必要。また、高齢者福祉施設の従業員を優先的に防災士の資格を取得させることも有効。

- ・ 介護職員はいろいろな研修を受けなければならない。職員が受けやすい仕組みにすることが必要。
 - ・ 防災知識の習得には、隙間時間に見られるようなeラーニングが有効であるので、そのような教材を用意してほしい。
- **(2)④災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等**
- ・ 災害レッドゾーンからの施設移転に優先的に補助するような国からの支援によって、中心市街地活性化やコンパクトシティなどとも連携できると移転が進む可能性がある。
 - ・ 「自分の施設が危ないのかも」と思ったときに相談できるような制度や窓口が必要。
- **その他**
- ・ 水災害リスクの精度については不確実性があり、想定されている以上の災害になるおそれがあることを周知するとともに、国も努力し災害リスク情報をアップデートしていくということも必要。
 - ・ 今回とりまとめる方策は、洪水、土砂災害を対象としたものだったが、津波にも生かせるので、幅広に展開することが必要。
 - ・ 高齢者福祉施設を守るということは、施設の事業者や職員、利用者を守ると言うことだけでなく、社会全体を守ることになる。災害は弱い者いじめと言われるが、弱い者を守ることで社会全体を守ることができる。「災害が発生しても人命は守られる」というところまで努力を続けることが重要。